原子力規制委員会 委員再任及び委員就任記者会見録

● 日時:平成27年9月24日(木)16:00~

● 場所:原子力規制委員会庁舎 記者会見室

● 対応:更田豊志委員、伴信彦委員

<冒頭挨拶>

○司会 それでは、予定の時間になりましたので、ただ今から更田委員再任、伴委員就任 に当たりましての記者会見を始めたいと思います。

まず初めに、両委員から御挨拶を一言よろしくお願いいたします。

まず、更田委員からお願いいたします。

○更田委員 原子力規制委員会委員に再任をされました更田豊志です。よろしくお願いします。

最初の任期3年ということでしたけれども、今回、5年という任期で再任をされました。 これまでの経験を糧に仕事を進めていきたいと思う一方で、これを節目として、一旦初 心を厳しく思い起こすという気持ちで仕事に取り組んでいきたいと思います。どうぞよ ろしくお願いいたします。

○伴委員 今般、委員に就任しました伴信彦と申します。よろしくお願いいたします。 私自身は放射線影響、放射線防護を専門としておりますが、これまで3年間、原子力規 制委員の先生方が築いてきたものをベースに、更に何が問題なのかということを自分な りに整理して、そして、できることを一つ一つやっていきたいと思っております。よろ しくお願いいたします。

く質疑応答>

○司会 ありがとうございました。

それでは、皆様からの質問をお受けしたいと思います。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから、どちらの委員に質問をするかを明らかにして質問の方をお願いしたいと思います。

また、30分程度のお時間でございますので、できるだけ多くの方に質問をしていただきたいと思いますので、質問は簡潔にお願いいたします。

それでは、質問のある方はどうぞ手を挙げてください。 どうぞ。

○記者 Our Planet-TVのシライシと申します。

伴委員に、まず、基本的なこととして、今もICRPの第一専門委員の委員と、それから、

UNSCEARのメンバーというのは引き続きなさっているのか、あるいはどなたかにお引き継ぎになっているのか、まず、そこを確認させていただければと思います。

○伴委員 現在、ICRPの第一専門委員でありますけれども、それについては継続するつもりでおります。

それから、UNSCEARに関しましては、UNSCEARは、本来、Scientific Committee、すなわち「科学委員会」という名前がついておりますので、基本的に科学者の集まりということになります。私が規制側の立場に立ちますので、私が引き続き出ることがよいのかどうか、今後検討した上で対応したいと思っております。

- ○記者 すみません、その関連で、ICRPの委員に関しては、放影協などを通じてというか、 電事連の資金というか、交通費などを充てられているのではないかというようなお話も あるのですが、ここら辺、行動規範との関連でどのようにお考えか、教えていただけれ ばと思います。
- ○伴委員 放影協、放射線影響協会ですけれども、そちらの方でICRP調査研究連絡会というのがありまして、関係者でICRPがどういう議論をしているのかという情報を共有する場がございます。私もそこに参画して、講演料というような形で対価を頂いたことはございますけれども、旅費を出してもらったりとか、そういうことは一切ございません。
- ○司会 他にはいかがでしょうか。 オイカワさん、お願いします。
- ○記者 日経新聞のオイカワと申します。

お二方にお聞きしたいのですけれども、まず、更田先生には、基本的なことなのですけれども、この3年間で基準作りにしろ、適合性審査にしろ、手探りの中でやってこられた部分も多いと思うのですけれども、ここまでの振り返っての評価というか、手応えみたいなところがあれば、お聞かせいただきたいのと、それとプラスして、やはり課題ですね、規制委員会として、どういうところが今後の改善点なのかという御認識をお聞かせいただきたいのと、伴委員はこれからまさにお仕事をされることになるので、まだ具体的にというのはないかもしれないのですが、御自身のこれからの取組の中で重視していきたいこと、あるいは取り組んでいきたいことみたいなものが、もし何か具体的なものがあれば、お聞かせいただけますでしょうか。

○更田委員 この3年間でいいますと、まず、福島第一原子力発電所の廃炉作業に伴う規制、これはまさにオイカワさんがおっしゃったように、作業そのものが手探りですので、その個々のものに対応していくのに関しても、その場、その場で考えていかなければならない難しさはありましたけれども、福島第一原子力発電所の現状を鑑みると、最も多くの使用済燃料を貯留していた4号機の使用済燃料プールからの燃料の取り出しが完了して、我々が繰り返し最大の懸念だと言っていた海側の海水配管トレンチの固定化に成功した。そういう意味で、溶融デブリが、まだ一旦溶融したデブリが炉内に残っているで

あるとか、それから、御承知のように、建屋に滞留している水の問題はあるものの、今 の福島第一原子力発電所が周囲に健康影響を及ぼすような脅威というのは極めて小さ くなったと考えています。

これは規制の仕事というよりは、東京電力の作業の成果だと思っていますけれども、これに関しての規制の東京電力とのコミュニケーションをはじめ、また、関連機関とのコミュニケーションをはじめ、これは発足当初に比べるとかなりスムーズになってきたと思っています。

それから、各原子力施設に対する規制ですけれども、基準に関しては、法律で期限を 定められた期間内に基準を作ると。これは非常に大きなチャレンジでした。その時間的 な制約があった中で考えれば、これは職員をはじめ、多くの人に非常に大きな負荷をか けることになりましたけれども、基準の策定に関しては、これは規制委員会がしてきた 仕事の中で、きちんとした仕事として捉えていいものだと思っています。

ただ、基準は、あくまで最低限満たすべき要求をまとめたものにすぎませんので、その上での審査。審査に関して言うと、これは正直言って、自然の脅威を定量化する。非常に具体的に言えば、設計基準地震動や設計基準津波高さの策定が、私の担当するプラント側の審査にもこれだけ大きく影響するとはちょっと読み切れない部分があった。

単純に言うと、耐震性のチェックに非常に多くの時間を費やすということが分かりました。事業者の方の対応にも随分時間がかかったし、私たちもそれを一つ一つ確認するのに非常に時間がかかった。これは設置変更許可とは異なって、工認に関わる部分ですけれども、工認に関わる作業の膨大さというのは、審査を始めた当初、予想することができなかったというのは正直なところです。

ただ、審査もPWRで川内1・2号機、高浜3・4号機と進んできて、大方プラント側のPWR に対する審査に関する論点であるとか、解決しなければならない課題というものは見えてきたので、PWRの審査については、これまでの経験が大きく生かせるだろうと思いますし、BWRについては、先頭の柏崎刈羽6・7号機、これは今一番大事な時期だろうと思っていますけれども、やはりPWRでの審査の経験も生かすことができたし、東京電力も先行する審査の事例に倣って申請をしてきているところもあるので、これについての見通しもそれほど悲観的に捉えているわけではありません。

今後ですけれども、これは今まで取り組んできた規制上の課題を改善するということ ももちろんですけれども、まだ余り手をつけることができないできた課題というのがあ ると思っています。

1つは、検査制度の見直し。これはもう着任のときから言っていますけれども、検査制度というのは、運転中の原子力施設に対する監視という意味で規制の両輪の片側ですので、この検査制度の見直しというのは大きな課題になるだろうと思っていますし、それから、制度だけできて、まだ実態的に回り始めていないのは、いわゆる安全性向上のための取組、PSR、FSARといったものの制度ができていますけれども、これが実効的に動

くかどうかというのは非常に大きなチャレンジだと思っています。

もう一つは、これはやはり継続でもあるし、ただ、フェーズが変わったので、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業に関しては、これはいつ次のフェーズというか、これからの作業というのは、より今までの作業よりも難しくなってきますので、例えば、3号機使用済燃料プールからの燃料取り出しは、4号機に比べればはるかに難しいし、それから、その先の2号機、1号機となると更に困難さはあるので、そういったところにどう取り組んでいくかというのが大きな課題であろうとは思います。

あと、規制委員会の在り方に関して言えば、透明性、中立性、独立性といったものに関して大きな配慮を払ってきました。それをいかに守るかということに関しても、文字 どおり手探りのところはありましたけれども、私たちの姿勢というのは、この3年間で かなり安定をしてきたのではないかと考えています。

○伴委員 私への御質問ですけれども、まだ就任したばかりですので、必ずしも具体的な ビジョンがあるわけではありませんが、少なくとも現段階で言えることは、福島の問題 については、これからも関わり続けていかなければいけない、考えていかなければいけ ない。

それから、それ以外の課題に関しましては、やはり短期的なものと中長期的なものが あろうと思います。

短期的なものとしては、既に原子力災害対策指針ですとか、あるいは原子炉等規制法、 放射線障害防止法に関して、より整合の取れた充実した内容にするために検討が進めら れておりますので、そういったものは粛々と進めていかなければいけないだろうと考え ています。

中長期的な問題ですけれども、私自身が考えているのは、やはり人材の育成ということがあります。これは原子力規制庁の中だけではなくて、日本全体を見渡したときに、放射線、あるいは原子力分野の人材というものが枯渇しかかっているという状況があるのではないかと危惧を抱いています。ですから、それを本当に国として今後10年、20年を見据えたときにどうしたらよいのか、それを考えてできることをやっていきたいと思っております。

○司会 他に質問はいかがでしょうか。

では、ヒガシヤマさん、お願いします。

○記者 朝日新聞のヒガシヤマと申します。

更田先生に質問です。

先ほど1Fの話ですとか、それから、BWR、特に東電の、今、集中審査が進んでいますという話が出たので、その関連なのですけれども、東電はやはり事故を起こした会社ということで、そこの会社の審査が今、集中して進んでいるという状況で、今後は適合性にかかるというのが現実味を帯びてきたかと思うのですけれども、2年前に一足早く申請

したので、そのまま順調に審査が進んでいるとも言えるとは思うのですが、現実的に審査が進んで、適合性もしくは再稼働が近くなってくると、東電というところの原発が動くということに関して、やはり違和感を感じるという方も多くなるのではないかと思います。

原子力学会の安全部会でも、更田先生も、安全に運転しているところの会社にインセンティブがあっていいのではないかみたいな話がありましたけれども、当時、ちょっと振り返るようで恐縮ですけれども、2年前に事故を起こした会社にもかかわらず、他社と同じように申請できるというか、ペナルティーがなかったというのがよかったのかなという疑問が湧いてくるのではないかと思うのですけれども、今後、例えばそういうインセンティブ、もしくはペナルティーみたいなことが必要になるとお考えでしょうか。

○更田委員 まず、一般論として、インセンティブは非常に大事な考え方だと思います。 ですから、設計段階でも、運転段階でも、それから、保全する段階でも、きちんとやれ ば、それがそれだけ自分たちの活動に対していい形ではね返ってくるというインセンティブは、一般論として極めていいことだと思います。

それから、ペナルティーに関して言うと、法律で定められたペナルティーや、行政命令といったようなペナルティーはあるけれども、一方で、今回のおっしゃるような、東京電力のあれだけの事故を起こした会社というものに対して、その後の活動にどうペナルティーをというのは、これは制度があるわけではないし、具体的なペナルティーを考えるというのは、おそらく規制委員会にとっても、ちょっと手に余ることかもしれません。

ただ、おっしゃったように、違和感を感じるという、その違和感は当然の感情であろうと思います。東京電力は、現在、福島第一原子力発電所の安定化、廃炉作業に最大限の努力を払うべき立場にあって、同時に、柏崎刈羽の6・7号機に関しては、申請、許可を得ることを目指している。これは私は全く別物として捉えるべきではなくて、同じつつの会社の取組として捉えるべきだと思っていますので、その中で、東京電力の非常にざっくりした言葉で言えば「安全文化」、安全に対する姿勢というものがきちんと確認できなければ、それは今後の廃炉作業にも差し支えがあるでしょうし、当然、柏崎刈羽の許可に対しても、考えなければならない局面というのが出てくると思っています。

これは審査を行っていく上で常にぶつかる難しいところではありますが、数値や数量化できるものではなくて、やはり私たちが受ける印象といったもの、ただし、そういった印象や感触のようなものが裁量に及んでいいのかどうかというのも大きな議論のあるところだと思いますので、規制という活動をする上で一番難しい問題をその中でもはらんでいるのだろうと思います。ただ、今おっしゃった、持たれるであろう違和感みたいなものは、私たちも十分理解をしているつもりでおります。

○記者 すみません、ちょっと続けてなのですけれども、審査、特に東電の審査を見ていると、東電のスタッフの人たちが非常に優秀で、審査が順調に進んでいるというのはよ

く分かるのです。法律上ペナルティーとかというのは難しいというのは重々分かりますけれども、やはり東電・柏崎刈羽原発を動かそうとする以上、他社よりも更に自らに東電が高い安全性というのを課さなければならないのではないかと思うのですが、審査を見ていると、非常に優秀なスタッフがうまいこと最低限の基準をクリアしてきているのではないかなというふうに私は受けるのですが、もっと高い安全性を自らに課してもいいのではないかなという印象を受けるのですけれども、いかがでしょうか。

- ○更田委員 安全性ということに関して言えば、東京電力に限らず、どこの電力会社にし ても、原子力発電所を運転する以上は、より高い安全性を目指す責任があるのであって、 事故を起こしたところの発電所が他の発電所よりも高い安全性というのだったらば、そ のより高いところを他も目指すべきですので、安全性の高さ、相対的な低さ云々に関し て柏崎に特段何かを求めるというのは、余り実際的であるとは思っていないのですが、 ただ、一方で、ここも印象と言ってしまうと言葉として正しくないかもしれないけれど も、東京電力は、逆に投資を惜しんで最低限のボーダーを越えようという姿勢がある意 味非常に小さい。むしろ自分たちが事故を起こした電力会社だということは、もう周知 のことで身にしみているので、むしろ逆に言うと、全く投資と無関係に、とにかく柏崎 刈羽の6、7で彼らなりの突破口を開こうとしているので、そういう意味では、明らかに 東京電力が私たちの要求する以上の安全対策を示してくる例がいくつも見られるので、 そういった意味では、それが反省に対するあらわれだというふうに捉えることもできる し、一方、それがどこまでかというのはなかなか難しい問題であろうと思っています。 それから、東京電力のスタッフ。これは数の問題もあるのだろうと思いますけれども、 やはり会社の規模というのは、確認作業等々に関するレスポンスから言うと、やはり東 京電力というのは随分大きな会社なんだなと思いはします。
- ○記者 ありがとうございました。
- ○司会 他にはいかがでしょうか。シュゾウさん、お願いします。
- ○記者 毎日のシュゾウです。

更田さんと伴さんに伺います。

まず、更田さんには、委員長から今後1F検討会の在り方を見直すという御提案がなされていると思います。更田さんの中で、直接の御担当ですから、今後の東電の1F検討会の在り方というか、こういうふうにしていきたいというものがあれば教えてください。それともう一点ですが、今後、敷地内断層の抱えている、有識者会議が認定した、そういった原発の審査なども申請がちょろちょろ出てきていまして、こういう原発に対して、何か今後どういうその審査を行っていくのかというイメージがあれば教えてください。

それと伴さんには、原子力災害対策指針なのですが、具体的に今後どういうふうにど ういう点を見直していくべきか。まだ足りていないところがどういうところにあるのか という、何か具体的なイメージがあれば教えてください。

○更田委員 まず最初の、東京電力福島第一原子力発電所に対する監視・評価検討会。これまで、私、着任してから担当して、それから、田中知委員が着任してからは2人で監視・評価検討会を進めていくという形をとっていましたけれども、これ、再編と呼ぶべきかどうかは分かならないけれども、非常にその廃棄物問題が大きな問題になってくる。これから伐採木であるとか、がれきであるとか、そういったものを処理するなり貯蔵するなりしていかなければならない。ところが、一般の廃棄物の基準をそのまま福島第一原子力発電所に適用するというのは現実的でない。

なぜ現実的でないかというと、他の発電所では出てこないようなものが出てくるわけですね。それから、非常にいろいろな雑多なものが混ざったようなものが出てくるでしょうし、それから、焼却灰等々もあるでしょうと。ですから、これに関してはやはりテーラーメードで、福島第一原子力発電所の実態に合った廃棄物の取扱いについて議論をしていく必要があるだろうと。これは、従来の実施計画を変更を確認していくという監視・評価検討会の役割と異なるところもあるので、これに関しては非常に大きな問題で、また、廃棄物が御専門の田中知委員と、この部分は分担する形で進めていくのがよいのではないかと、今の時点では考えています。

それから、もう一つは、御覧いただいていて分かると思うのですけれども、あの監視・評価検討会、出席者が余りに多過ぎて、ちょっと私の感触としては議論が散漫になる嫌いがあると思っています。一旦御協力いただいた方々に対してどういうアプローチをしたものかという実際の難しさはあるのですけれども、私はあれを、人数を大分絞ってもいいと思っています。

私たちの、規制庁のメンバーもずらっと2列、3列に並んでいますけれども、発言する 人間は数人ですし、東京電力も何であんないっぱい人を連れてくるのかというようなと ころもありますので、もうちょっと人数を絞って、また、意見のやりとりの輪郭を明確 にするために、参加メンバーを少し減らした方がいいと私は思っています。

ただ、これも検討で、今、申し上げたのは私個人の考え方です。

それから2つ目。私に対する2つ目の御質問。何だっけ。

- ○記者 敷地内断層の問題。
- ○更田委員 これは考え方としては、敷地内断層の問題に関して、石渡委員が進行されている地震・津波のところでの議論とは別に、プラント側はプラント側として審査を進めるという考え方も理屈の上ではあると思っていますけれども、では実態としてどうかとなると、御承知のように、既にそういった問題を抱えていない発電所の審査もまだ、言葉が悪いけれども、積み上がった状態なわけですね。そういった状態のもとで、敷地内断層の問題にまだ決着がついていない、許認可という意味での決着がついてないものに対して、プラント側のリソースを実態問題として投入するかというと、それは余り現実的でないと思っています。

まず私たちは、当面、今、PWRの6サイト。ちょっと泊がなかなか地震・津波の方の結論が出ないでいますけれども、PWR6サイト、BWRが先行している4サイト。まずこれに対して私たちの仕事を終えることができた時点で考えることだろうと思いますけれども、その間に破砕帯について許認可上の判断が出るかどうか。通常プラント側の審査というのは、立地上の自然条件に対する議論の結論が出てから行うのが本来の形ではありましたので、そういった意味では、申請がなされたからといって、すぐプラント側の審査に着手するとは限らないと思います。

○伴委員 原子力災害対策指針、何が問題か、何が必要かという御質問ですけれども、これにつきましては、まだ担当者からこれまでの経緯等を聞いている段階ですので、ちょっとこの時点で具体的に何かを申し上げることはできません。

いずれにしましても、全体像を把握した上で、どこをどう補っていくべきか、変える べきかということは考えていきたいと思います。

○司会 他にはいかがでしょうか。

では、はい、後ろの方。まずどうしましょうか。男性の。先ほど質問した。はい、よ ろしいですか。

○記者 読売新聞のマスミツと申します。

伴委員に御質問です。

まず最初に1つだけ確認なのですけれども、先ほど国で人材が枯渇しかかっているとおっしゃったのは、あれは先生の御専門の放射線防護とかの分野なのか、それとももうちょっと広い分野のことをおっしゃったのでしょうか。

- ○伴委員 基本的には放射線分野ですね。放射線防護、それから放射線防護の基礎になります放射線影響のところまで含めましても、やはり人材が少ないと思います。
- ○記者 それで質問なのですけれども、その分野の人が枯渇、専門家が枯渇しているのは、 どういうところに原因があって、国としてとおっしゃったのですけれども、特に規制委 員会、規制庁としてどんなことがこれからできるのか、やれる可能性があるのかという ことを教えてください。
- ○伴委員 この分野が枯渇しているというのは、やはり原子力分野が学生から余り人気を得ることができなかったといいますか、学生の将来の進路としてそちらへ進む人たちが必然的に減っていった。それとほぼ時期を同じくして、放射線分野もやはり余り学生にとっては魅力のないものに映ったのではないかと思います。それで日本を見渡したときに、放射線関連の大学の研究室というものがどんどん消滅していったという状況にあると思います。

何ができるかというのは非常に難しいですけれども、今も既に規制庁の方でその人材 育成のためのプログラムというのは立ち上げておりますが、やはり1つには、こういう 分野に進んだときに、柔軟なキャリア設計ができるようになることが大事ではないかと 思います。ある研究室でポスドクとして研究にいそしんだ者が、場合によっては原子力 規制庁に来て規制に携わる。そしてまた別の可能性が開けていくというような、そうい うキャリア設計、いろいろな可能性が開けるというような状況を作り出すことが大事な のではないかなと私は思っております。

○記者 ありがとうございます。

もう一つ質問なのですけれども、緊急時の作業員の被ばく限度を、100から250mSvに上げる件なのですけれども、先生、委員を務められていた厚生労働省の方の検討会でも議論されまして、そのときに伴先生、250mSvという数字について若干違和感というか、理解しがたいというか、ちょっと言葉は忘れたのですけれども、しがたいという話をされて、そのときに、これは労働者の保護という検討会だからというふうにおっしゃっていたと思うのですけれども、立場変わって、今度規制委員の方になられました。この250mSv、国際的には500mSvという数字もあると思うのですけれども、これからどのようにお考えになられますでしょうか。

○伴委員 これも非常に難しい問題だと思いますが、今、おっしゃった厚生労働省の検討会では、あくまで労働者保護の観点から250でどうかという議論でした。労働者保護の観点ですから、それより高くすべきだという、そういう議論にはもちろんなりません。ただ、危機管理という観点から、ではどうなのかという議論があの場ではできなかった。ただそれは、こちらの原子力規制委員会、規制庁の方でも当然考えておられますし、既に放射線審議会の中で議論が行われておりますので、その結果として250で落ち着いた。ですから、それについて意義を唱えるものではありません。

ただ、運用に際して、これを余りにもこの杓子定規に、ここにおさめることだけが目的であるというような捉え方をしてしまうと、結局その、特に危機管理の観点から著しく柔軟性を欠く。そういうことになりはしないだろうかという懸念は抱いておりますので、やはりどのように運用していくかというのは、関係省庁、関係機関の協議のもとに今後考えていくべきではないかと思います。

- ○記者 今のお話は、要するに、線量拘束値のようにやるのではなくて、参考レベルとして扱うべきだという、そういう趣旨でしょうか。
- ○伴委員 本来は、国際的には参考レベルとして500mSvという数字が出ておりますけれど も、どうしてもそれは、参考レベルは法令になじまないということで、厚生労働省では 250mSvという緊急時の限度を定めるということです。

ただ、限度というのは本来それを超えてないけないレベルですから、例えば平時の限度であれば、それを絶対超えないように安全裕度をとるわけですね。多少評価のミスがあったとしてもそれを超えないように、不確かさがあってもそれを超えないようにという安全裕度を設けるわけですけれども、緊急時の限度にそれを余りにもやり過ぎると、緊急時ですから不確かさは物すごく大きいわけで、結局平時の限度と何ら変わらないことになってしまうと。それでは意味がありませんので、どのように運用するのかという

ところは、その柔軟性の確保というところが重要だと思います。

- ○記者 ありがとうございました。
- ○司会 それでは、ミノシマさんをお願いします。
- ○記者 すみません。インターネットメディアIWJのミノシマと申します。

更田委員にまず1問目。3年間の委員の御経験があるということでお聞きします。

規制委員会の方の記者会見というのは、今、委員長が週1回定例で開催しているのですけれども、個々の他の委員の方の会見というのは、こういう就任のときとか退任のときしかないのです。それで、今の、今日のこの会見でも分かりますように、個々の委員の方にももう少し質問したいとか意見を聞きたいということがあるのですけれども、ちょっと開催、実際にするとなると難しいかもしれませんけれども、個々の委員の方の会見というのは、これは必要ないでしょうか。もうちょっとやった方がいいとお思いでしょうか。何か御意見があれば。

○更田委員 私は個人的に特段の意見を持つものではないですけれども、委員長の役割というのは、やはり国会での御質問にお答えすることと並んで、こういったメディアに対して質問にお答えする。一種の公式なスポークスマンとしての立場を委員長が担っておられるのだと考えています。

まあ他の4名の記者会見というのが、就任のときと退任のときだけだと言われると、それはどうかというのはあるかもしれないですけれども、では日常的に定期的にその会見を行うということの負荷等々を鑑みると、それも余り得策ではないと思っています。これは広報等々、幹部等々検討することだろうと思いますけれども、余り高い頻度でこういった御質問にお答えすることにはならないだろうなとは思っております。

私の場合は、個人的には現地調査等に行った際にいくつか御質問に答えるような機会も持っておりますので、現状、特段この他の4名の会見を増やさなければならないというような認識は、私は思っておりません。

- ○記者 ありがとうございます。
- ○司会 シライシさん、2回目になりますので、もし他に質問される方がいたら。いらっしゃらないようであれば、シライシさんでおしまいにしたいと思います。

では、シライシさん、お願いします。

○記者 すみません。2回目で、アワープラネット・ティービーのシライシです。

伴委員にお尋ねしたいのですけれども、さっき申し上げたICRPの委員もなさっているということで、本当に被ばく後防護についてお詳しいと思います。

それで、福島の今の現存被ばく状況について、実は一月ほど前に、田中委員長の見解としては、今、20mSv以下のいわゆる避難指示されていない地域に関しての参考レベルの設定について、御本人の御見解としては、5mSv程度ということでお考えを述べられて、

ただし、今、実際に設定についての具体的な、どなたがそれをイニシアチブをとるかというようなことも含めて決まっていないわけですけれども、いわゆるICRPのパブリケーション2007で言われているような、現存被ばく状況の被ばく防護につきまして、今後その20mSvという数字はいつまでというか、参考レベルは設定しないままでいいものなのか。あるいは設定するとしたら、どのような枠組みが想定されるのか。これはむしろ被ばく防護、ICRPの専門家としてどのようなことが言えるのか、ちょっと御所見をお尋ねできればと思います。

○伴委員 非常に核心を突いた御質問だと思います。

参考レベルをどうするかですけれども、参考レベルというのは、あくまで被ばく管理を効率的に行うまでの1つのターゲットのようなものです。ですから、それが何かそれ以下であればよくて、それ以上だとよくないというような、そういう白黒つけるための基準ではありません。

そう考えたときに、現時点でやはり線量が低い場所もあれば、もう少し高いところもある。地域差もありますし、同じ地域の中でもかなり濃淡がある。という状況で、杓子定規に何か数字を出すというのも難しいと思います。ですから、被ばくの管理、被ばくの低減を考えるある範囲の中で、とりあえず、例えば5mSvとおっしゃいましたけれども、年間5mSvとを超える人がどうも少しいるようだという状況であれば、ではみんなが5mSv以内におさまるようにするにはどうしたらいいだろうか、というような思考の仕方が重要ですので、ですから、一律に数字を下げる、決めるということではなくて、それぞれの地域の実情に応じて、この事故によるいわば余計な被ばく。それをできるだけ少なくするためにはどうするのがよいのか。そういう観点から、必要であれば地域の実情に応じた参考レベルのようのなものを設定するというのもありだとは思います。

○司会 よろしいでしょうか。

では、これで本日の会見を終わりにしたいと思います。お疲れさまでした。

一了一